

老齢基礎年金

“繰上げ請求”は慎重に！



老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳を過ぎれば繰上げて受けることができます。

「もらえるものなら、できるだけ早くもらいたい…」
誰でも思うことです。
しかし、繰上げで受け取ると次のような不利な面もあります。

- 受け始める年齢によって年金額が減額され、減額率は一生そのままです。

年齢	支給額(年間)	減額率
60歳	420,700円	58%
61歳	471,400円	65%
62歳	522,200円	72%
63歳	580,200円	80%
64歳	645,500円	89%
65歳	725,300円	100%

80歳までに受け取る年金の総額



60歳からの場合

※ 年金額は平成4年度価額で計算してあります。



65歳からの場合

- 厚生年金や共済組合の加入期間のある人は60歳から特別支給の厚生年金・共済年金が受けられます。国民年金の繰上請求をすると特別支給の厚生年金・共済年金の支給が65歳までとめられます。
- 遺族厚生年金など受けているか、また受けられるようになったときは、65歳まではどちらか一つしか受けられません。
- 65歳になるまでに、万一障害者になっても繰上げて受けている人は障害年金が受けられません。
- 65歳になるまでに、万一ご主人が死亡し寡婦年金を受けられる条件があっても、繰上げて受けている人は寡婦年金が受けられません。

「人生80年と言われる時代」老後は確実に長くなっています。

若いときから積み重ねてきた年金ですので、安易に繰上げ請求して後悔することのないよう、よく考えて請求しましょう。

60歳で請求される方

町では(平成3年度) 60%

年金手帳を確認してください

● ● ● ● 年金を受けるときに必要です ● ● ● ●

手帳の確認

いままで国民年金だけの方は、ほとんどが役場に預かっておりますが、お確かめください。

厚生年金加入期間のある方は、手帳をもう一度再確認してください。

手帳をなくした場合

再交付申請をしてください。

国民年金……役場住民福祉課年金係

厚生年金……佐原社会保険事務所または役場

記号番号の違う年金手帳を2通以上持っている場合

国民年金……役場住民福祉課年金係

厚生年金……佐原社会保険事務所、または勤務先でも申請することができます

問合せ……役場住民福祉課 ☎941212